

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る農業競争力強化支援法に基づく設備廃棄等欠損金の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置に係る農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく設備廃棄等欠損金額の適用除外の特例措置について、事業再編にかかる取組を強化する観点から対象となる業種に「農業資材（肥料、農薬、配合飼料、農業機械）の卸売・小売事業」の追加を行った上で中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。</p> <p><b>【措置の概要】</b></p> <p>（1）対象者</p> <p>青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者である法人。</p> <p>認定事業再編事業者は、事業再編計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業再編促進対象事業者（その認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む）であるが、事業再編計画は特定事業再編計画に限る。</p> <p>※ 事業再編促進対象事業者とは、事業再編促進対象事業を行う事業者をいい、事業再編促進対象事業とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の相当部分を担う事業者の生産性が低いことその他の事情により、事業再編の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいう（農業競争力強化支援法第2条第7項）。</p> <p>※事業再編の対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料、農薬、配合飼料及び飲食料品の製造事業</li> <li>・飲食料品の卸売・小売事業</li> </ul> <p>（農業競争力強化支援法施行規則第2条）</p> <p>※ 特定事業再編計画とは、農業競争力強化支援法第2条第5項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合のその施設又は設備が記載された事業計画をいう（措法66の13②）。</p> <p>（2）特例措置</p> <p>事業再編計画に基づき設備廃棄等を行ったことにより欠損金（赤字）が生じた場合には、欠損金の額（廃棄した設備等の残存価額（直前の簿価）及び設備廃棄等に要した費用の合計額）に応じて、前年度に納めた法人税から還付を受けることができる。</p> <p>この場合において、法人住民税については、還付法人税額を限度として計算した金額を、その後10年間における法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができる。また、法人事業税についても、欠損金額を繰越控除することができる。</p>		
関係条文	〔 地法53⑫一、321の8⑫一 〕		
減収見込額	<p>[初年度] ▲1.6 （ ▲33 ） [平年度] ▲0.5 （ ▲11 ）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
ページ		5—1	

(1) 政策目的

我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。

このため、平成 28 年 11 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成 29 年 5 月 19 日に可決・成立し、同年 8 月 1 日より施行された。

本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。

(2) 施策の必要性

農業資材の卸・小売事業者は、農業者に適時に資材を安定供給する役割を担っているが、この他にも農業資材の価格や品質、使い方に関する助言、農畜産物の生産に関する技術指導や経営支援等のきめ細やかなサービスを営んでおり、農業者にとって必要不可欠な存在であるが、現状は小規模な事業者が大多数（約 9 割を中小零細企業が占める）であり、流通が多段階で高コストな構造となっていることに加え、経営者の高齢化や担い手の集約による顧客の減少等により、事業再編の必要性が強まっている状況にある。

また、農業競争力強化支援法に基づく海外調査において、海外では農業資材の流通がシンプルな構造となっている。

こうした中で、将来にわたり農業者に良質かつ低廉な農業資材を安定的に供給していくためには、

- ① 多段階構造の改善により、中間マージンを削減
- ② 効率的な物流拠点の整備により、流通の合理化を図り、流通コストを削減
- ③ 中小の卸・小売事業者の合併等を促進することにより、事業規模の大型化を図り、スケールメリットによる製造事業者との価格交渉力を強化
- ④ パレット流通やバラ流通等に対応するための設備投資を促すことにより、生産性の向上を図る等の農業資材の卸・小売事業者の再編を後押しする必要がある。

なお、支援法においては附則第 2 条において、「施行後おおむね 2 年以内に施策の在り方について検討を行うこと」とされており、また、成長戦略（2019 年）のフォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においても、「農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を 2019 年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。」とされている。

本特例措置は、農業競争力強化支援法による事業再編等に関する計画認定制度が創設されたことに伴い、同制度の利用を通じた業界再編を後押しする観点から、認定を受けた計画に基づく設備廃棄に際し、その後のキャッシュフローの改善に資するため、認定事業再編事業者における設備廃棄等欠損金の適用除外を認める特例であるが、本特例措置について、上記理由により対象業種を拡充の上、継続的に講ずることによって我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。

「農業競争力強化支援法」（抜粋）

（平成 29 年 5 月 19 日法律第 35 号）

第 1 条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第16条

2 政府はおおむね5年ごとに、前2節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

第2条

2 第16条第2項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする。

「成長戦略（2019年） 成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化

7 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

②バリューチェーンにおける改革の推進

ア) 流通・加工等の改革

・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

3 地方創生の推進

(2) 地域産業の活性化

② 農林水産業の活性化

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく。

本要望に  
対応する  
縮減案

なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保、2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 1-③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>
	政策の達成目標	<p>農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。</p> <p>事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の低減を図る。また、農産物流通・加工業界の事業再編を促進することにより効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引を確保させる。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	中小企業者等以外の法人の法人税法に定める欠損金の繰戻し還付の不適用の延長に合わせ同一期間の延長を要望する。
	同上の期間中の達成目標	農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。
	政策目標の達成状況	<p>農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。</p> <p>農業資材事業者及び農産物流通等事業者による事業再編を推し進めるためには、本特例措置を拡充・強化する必要がある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和元年度 0件 令和2年度 6件 うち拡充分 3件 令和3年度 2件 うち拡充分 1件 (※農林水産省推計)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。</p> <p>事業再編等により経営資源を成長性・収益性の見込まれる事業に集中させていくことで、競争力の強化や生産性の向上が期待されるため、本特例措置を講ずること、これら取組を促進する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>1 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却</p> <p>2 農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>本特例措置により、上記のような事業再編の取組等に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国農業の競争力の強化のための特例措置として妥当である。</p>
ページ	5—4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 適用件数 0 件 (8 件) 減収額 0 円 (86,121 千円) 平成 30 年度 適用件数 0 件 (8 件) 減収額 0 円 (86,121 千円) ※平成 29～30 年度において活用実績が無いのは、①各事業者への制度の理解醸成に時間を要したこと、②本特例にかかる活用計画の認定はあるものの、廃棄する設備の簿価が低く、廃棄に要する費用も想定していたほどかからなかったため、実際の活用には至らなかった。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編を促進することにより、農業者による農業の競争力強化の取組を支援する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 29～30 年度においては、①各事業者への制度の理解醸成に時間を要したこと、②本特例にかかる活用計画の認定はあるものの、廃棄する設備の簿価が低く、廃棄に要する費用も想定していたほどかからなかったため、実際の活用には至らなかった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度 創設 平成 30 年度 2 年間延長</p>